

湯沢町介護資格・大型自動車免許等取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯沢町人口ビジョン・総合戦略で掲げる基本目標2「雇用が安定し、活力ある産業が持続するまち」の重点的な取組として、育児及び介護等を行うために離職した方の再就職を支援するため、介護資格又は大型自動車免許等の取得に要する受講料等の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金を交付する場合の基準等について、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象免許等)

第2条 補助対象となる介護資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 大型自動車免許
- (5) 大型特殊免許

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) この補助金を受けようとする年度の1月1日時点で湯沢町に住所登録があり、かつ、この補助金の実績報告を提出する際も継続して湯沢町に住所登録を有する者。
- (2) この補助金の交付申請を行う時点で、育児及び介護等を行うために離職し、仕事をしていない方で、介護関係及び建設業等に就職を望んでいる者。

(3) 納期期限の到来した町税等を完納している者。

(4) 過去にこの補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1によるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、湯沢町介護資格・大型自動車免許等取得補助金交付申請書(第1号様式)等を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金の適否を決定し、その決定内容を申請者に湯沢町介護資格・大型自動車免許等取得補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条に規定による通知を受けた者で申請を取り下げようとするときは、湯沢町介護資格・大型自動車免許等取得補助金交付申請取下書(第3号様式)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた者で受験資格の取得又は自動車学校の卒業に至った者は、速やかに湯沢町介護資格・大型自動車免許等取得補助金実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 受験資格取得又は自動車学校の卒業を証明する書類の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、湯沢町介護資格・大型免許等取得補助金交付額確定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、湯沢町介護資格・大型免許等取得補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この要綱に基づき提出された書類に、虚偽の記載があった時

(2) その他不正行為があった時

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（要綱の終期）

2. この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条関係）

対象経費	備 考
介護福祉士受験資格の取得講座受講料	・通信制及び通学制どちらも可 ・受講に関する交通費は含めない
社会福祉士受験資格の取得講座受講料	
精神保健福祉士受験資格の取得講座受講料	
大型自動車免許取得の講習料金	・キャンセルによる料金は含めない。
大型特殊免許取得の講習料金	

